

広島県がん対策推進協議会設置要領

(目的)

第1条 予防から検診、治療、緩和ケアに至るまでのがん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、広島県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) がん対策の推進に関すること。
- (2) 「広島県がん対策推進計画」に関すること。
- (3) その他がん対策に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 この協議会は委員15名以内で構成し、委員は県民、学識経験者及び別表1の団体等のうちから知事が選任する。

2 協議会に委員長を置き、委員の中から互選する。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(部会)

第6条 協議会に、別表2に掲げる部会を設置する。

- 2 部会に属する委員は、知事が選任する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、広島県健康福祉局がん対策課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成25年8月7日から施行する。
- 2 この要領の施行後，最初に選任する委員の任期は，第5条第1項の規定にかかわらず，平成27年3月31日までとする。

別表 1

団 体 等
がん患者団体・がん患者支援団体
社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会
社団法人広島県薬剤師会
公益社団法人広島県看護協会
がん診療連携拠点病院
市町
県健康福祉局

別表 2

がん登録推進部会
がん検診推進部会
情報提供・相談支援部会
緩和ケア推進部会

広島県がん対策推進協議会部会運営要領

(目的)

第1条 がん対策を総合的に推進し、県民の健康保持・増進及び医療水準の向上に資するため、「広島県がん対策推進協議会設置要領」第6条第1項に規定する部会の運営に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会の検討事項は別表1のとおりとする。

(構成員)

第3条 部会は関係機関を代表する者、学識経験者及び行政機関に属する者等で構成し、委員は知事が選任する。

2 部会に部会長を置き、委員の中から互選する。

(部会の運営)

第4条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

3 部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、広島県健康福祉局がん対策課に置く。ただし、緩和ケア推進部会の事務局は、広島県緩和ケア支援センターに置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年8月7日から施行する。

2 この要領の施行後、最初に選任する委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

別表 1 (第 2 条関係)

部 会	検討事項
がん登録推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録システムの運用に関する事項 ・ 地域がん登録データの分析及び活用に関する事項 ・ その他がん登録の推進に必要な事項
がん検診推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診に関する統計データ等の分析及びその結果の評価 ・ がん検診の精度管理に関する施策 ・ がん検診の受診率の向上を図るための施策 ・ その他がん検診に関する必要な事項
情報提供・相談支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん患者や家族等の療養生活等の質の維持向上を推進するための施策 ・ がん患者・家族，がん経験者に対する相談支援等を推進するための施策 ・ がんに関する情報収集・提供，県民の理解促進を図るための施策 ・ その他がん患者や家族等の支援に関する必要な事項
緩和ケア推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和ケアの地域連携推進に関する施策 ・ 緩和ケアの提供促進及びその質の向上に関する施策 ・ その他緩和ケアの推進に必要な事項